

議事録

第 17 期名護市農業委員会
第 12 回 総 会

令和 3 年 8 月 30 日 (月)

名護市農業委員会 第12回総会

開催日時 令和3年月8月30日（月）午後14時00分～

開催場所 労働福祉センター

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	◎
4番	野原 朝行	○	5番	一	一	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	◎

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
第70号 農地転用事業計画変更承認申請について
第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第73号 農用地利用集積計画の意見決定について
第74号 非農地証明願について
報告 農地法第5条申請の取下げについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は12番と3番の委員を指名しますので、よろしくお願いします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。
では、これより「第12回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 69 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地内、面積 1,590 m²(7 筆合計)。規模拡大のための無償移転。従事者 4 名、主従事日数 250 日。計画作物は米、野菜となっております。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 393 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、従事日数 200 日。計画作物はカボチャ、キュウリとなっております。

整理番号 3 番 農振農用地内、面積 10,240 m²(5 筆合計)。規模拡大の為の有償移転。

従事者 4 名、主従事日数 150 日。計画作物はシークヮーサ、タンカンとなっております。

整理番号 4 番 農振農用地内、面積 231 m²。規模拡大のための無償移転。従事者 2 名、主従事日数 280 日。計画作物は野菜となっております。

整理番号 5 番 農振農用地内、面積 1,129 m²。規模拡大のための使用貸借。従事者 2 名、主従事日数 280 日となっており、計画作物はシークヮーサとなっております。

整理番号 6 番 農振農用地内、面積 1,189 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 3 名、主従事日 100 日。計画作物はトマトとなっております。

事務局としては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第70号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局

整理番号1番 農用地域外、面積305m²。当初、個人住宅で許可を受けていましたが、許可後に資金調達が困難になり建築を断念し、新たな事業者が船舶整備場として利用したいとの内容になっております。農地区分は第2種農地(市街地近接)一団農地は1.3haとなっており、5条申請整理番号6番と同時申請となっております。

整理番号2番 農用地域外、面積331m²。資金調達が困難になり建築を断念し、新たな事業者が個人住宅として利用したいとの内容になっております。農地区分は第2種農地(市街地近接)となっており、一団農地は1.3haとなっております。5条申請整理番号7番と同時申請となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし

(第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

事務局

整理番号1番 農振地域外、面積229m²土地の有効利用を図るため、貸し駐車場と進入路として使用したい為の申請となっております。農地区分は第3種農地(第1種中高層住居専用地域)となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

第 72 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用地域外、面積 1,095 m²。(3 筆合計)貸し資材置場としての所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（その他）一団農地は 4.7ha となっており、確約書有りの案件となっております。

整理番号 2 番 農用地域外、面積 1,091 m² (3 筆合計)。店舗及び駐車場しての賃貸借権。農地区分は、第 3 種農地（上・下水管）となっております。こちら 5 条申請整理番号 3 番と同時申請となっております。

整理番号 3 番 農用地域外、面積 621 m²。店舗及び駐車場としての所有権移転。農地区分第 3 種農地(上・下水管)となっております。5 条整理番号 2 番と同時申請となっております。

整理番号 4 番 農用地域外、面積 1,320 m² (5 筆合計)。事務所及びヤードでの賃貸借。農地区分は、第 2 種農地（市街地近接）となっており、一団農地は 0.3 ha となっております。

整理番号 5 番 農用地域外、面積 366 m²。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地（市街地近接）となっており、一団農地は 0.1 ha となっております。

整理番号 6 番 農用地域外、面積 305 m²、船舶整備場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地（市街地近接）一団農地は 1.3 ha となっております。5 条事業計画変更整理番号 1 番と同時申請となっております。

整理番号 7 番 農用地域外、面積 331 m²、一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地（市街地近接）一団農地は 1.3 ha となっております。5 条事変整理番号 2 番同時申請。

整理番号 8 番 農用地域外、面積 1,016 m²(2 筆合計)、駐車場での賃貸借。農地区分は第 2 種農地（市街地近接）一団農地は 2.1 ha となっております。

整理番号 9 番 農用地域外、面積 393 m²、一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第 3 種農地（宅地連たん）となっております。

整理番号 10 番 農用地域外、面積 563.37 m²(6 筆合計)、貸し資材置場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地（市街地近接一団農地は 2.5 ha となっており、確約書有りの案件となっております。

整理番号 11 番 農用地域外、面積 582 m²、貸し資材置場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 1.5 ha となっており、確約書有りの案件となっております。

整理番号 12 番 農用地域外、面積 710 m²、貸し資材置場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地、一団農地は 0.3 ha となっており、確約書有りの案件となっております。

整理番号 13 番 農用地域外、面積 351 m²、旅館での所有権移転。農地区分は第 3 種(宅地連たん)となっております。

整理番号 14 番 農用地域外、面積 245 m²、貸し駐車場での所有権移転。農地区分は第 2 種(その他)となっており、一団農地は 1 ha、確約書有りの案件となっております。

整理番号 15 番 農振地域外、面積 1,282 m²(3 筆合計)資材置場、駐車場での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっており、通行承認書有りの案件となっております。

整理番号 16 番 農振地域外、面積 481 m²、貸し駐車場での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっております。

整理番号 17 番 農振地域外、面積 159 m²一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(第 1 種中高層住居専用地域)となっております。

整理番号 18 番 農振地域外、面積 245 m²駐車場での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 73 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 3 年 8 月 20 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 7 名。譲受人 7 名。設定筆数 11 筆、面積 20,488 m²。内 賃借権 3 筆、使用貸借権 7 筆、所有権移転 1 筆となっています。

整理番号 1 番~2 番 3 年の使用貸借。予定作物は菊、稼働日数は 250 日

整理番号 3 番~4 番 3 年の使用貸借。予定作物は菊、シークヮーサ。

稼働日数は 250 日

整理番号 5 番 5 年の賃貸借。予定作物はモリンガ。稼働日数は 250 日

整理番号 6 番~8 番 5 年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数 200 日

整理番号 9 番 所有権移転。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 250 日。
整理番号 10 番～11 番 5 年の賃貸借。予定作物はパイン。稼働日数は
250 日

- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしい
でしょうか。
- 委員 異議なし。

(第 74 号 非農地証明願について)

- 調査員 整理番号 1 番 農用地域外、面積 150 m²。当該申請地は海岸沿いに位置し
て数十年前から農地として利用されていない。農地としての活用は困難な場
所である。
- 整理番号 2 番 、面積 94 m²。当該申請地は昭和 56 年 3 月に名護市道の一
部と認定され供用開始されており、道路として使用されている。
- 今後も市道として利用されるため、農地としての有効利用は不可である。
- 整理番号 3 番 農振農用内、面積 82 m²。当該申請地は約 30 年前から農地
としての利用はされておらず現況は雑木等が繁茂し、原野化している。
- 整理番号 4 番 農振農用外、面積 57 m²。当該申請地は昭和 45 年 6 月に隣
接地所有者と土地交換を行った。20 年以上前から農地として利用されておら
ず、傾斜面であり、農地として有効活用が困難な場所である。
- 整理番号 5 番 農振農用内、面積 691 m²(3 筆合計)当該申請地は傾斜地及び
市道旭川線として市道認定された公衆用道路となっており、20 年以上前より
農地として利用されておらず、農地としての有効活用が困難な場所である。
- 整理番号 6 番 農振農用外、面積 69.17(3 筆合計)。内 1 筆、当該申請地は
20 年以上前から安和神社に隣接し、祭事の際に利用したり、駐車スペースと
して近隣住民が利用してきた場所で、現況地目が境内地となっており安和神
社の一角として認識され、公共性が高く農地としての利用が困難な土地であ
る。

外 2 筆は市道として昭和 52 年 4 月に公共用開始された土地であり、農地としての有効活用が困難な場所である。

整理番号 7 番 農振農用外、面積 165 m²、当該申請地は、住宅地への進入路として利用されている土地で、約 30 年以上前から農地としての利用はされておらず現況は道路となっている。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件は可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 5 条申請の取下げ願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農用地域外、面積 706 m²。小規模保育施設の認可が下りなかつた為、取下げとなっております。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。
これをもちまして、第 12 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 仲原 由香里 印

署名委員 名城 政幸 印